

平成24年 4 月20日

## 障害を理由とする差別等の解決のための取り組み方策について (たたき台)

「障害のある人に対する差別と思われる事例」を踏まえ、その解決のための方法・手段として、以下の取り組み(方策)を検討しているところであるが、委員による検討結果を踏まえ、以下の方策では解決できない事例においては新たな方策を検討し、解決できる場合であっても、よりよい解決のための方策がある場合は、追加することとする。

1. 差別等の禁止のための方策
2. 障害に対する理解促進のための方策
3. 相談及び調整体制の構築のための方策
4. 障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり重点方策
  - (ア) 福祉サービスの支援の充実  
※説明・・・福祉サービスについて適切な支援が受けられるように必要な施策等の実施
  - (イ) ユニバーサルデザイン\*<sup>1</sup>及びバリアフリー\*<sup>2</sup>の促進  
※説明・・・障害者が円滑に利用できるような施設の整備等の促進
  - (ウ) 教育分野の施策充実  
※説明・・・教育の内容の改善や充実を図る等必要な施策等の実施
  - (エ) 障害者就労の支援  
※説明・・・障害者の雇用を促進するための必要な施策等の実施
  - (オ) 障害者のエンパワーメント(自己決定力)の充実  
※説明・・・社会生活での課題等について主体的な解決や生活の意欲を高めようとする力をつけるような施策等の実施

### \*1 ユニバーサルデザイン

「(年齢、性別、国籍、身体能力等の個人差に関わらず)できるだけすべての人が利用しやすいよう製品、環境をデザインする(つくる)」ということ。

### \*2 バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味である。

「障害を理由とする差別等の解決のための取り組み方策について  
(たたき台)」の追加修正（記入用紙）

1. たたき台に追加すべきと考える新たな方策について記入してください。

2. たたき台に追加すべきと考えるよりよい解決のための方策について記入してください。

\* 1 及び 2 について、特に、たたき台に追加修正すべき取り組み方策がない場合には、その旨記入してください。（各班長において取りまとめの上、4月26（木）までに事務局まで提出願います。）